

山梨県公報

号外第二十二号

平成十四年

三月二十九日

金 曜 日

企 業 局

山梨県企業局管理規程第二号

山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県公営企業管理者 富 田 重 利

山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程

山梨県企業局組織規程(昭和四十三年山梨県企業局管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第五項及び同条第七項中「工事検査監、検査管理監」を削り、同条第九項に後段として次のように加える。

この場合において、グループに複数のリーダーを置くときは、あらかじめ企業局長に協議しなければならない。

第五条第十項を第十一項とし、第九項の次に次の一項を加える。

10 局本庁の課長は、必要に応じ、課に主幹、副主幹、主査又は副主査のうちから選任したリーダーを置くことができる。この場合においては、あらかじめ企業局長に協議しなければならない。

第六条第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

7 事業所の所長は、必要に応じ、事業所に主幹、副主幹、主査又は副主査のうちから選任したリーダーを置くことができる。この場合においては、あらかじめ企業局長に協議しなければならない。

別表第一総務課の項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り上げ、同表電気課の項中第八号を第十一号とし、第七号の次に次の三号を加える。

八 電気事業の安全管理検査等に関すること。

九 電気事業の建設工事等の技術指導に関すること。

十 電気事業の設計積算及び施工管理の基準に関すること。

附 則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第三号

山梨県企業局職員との給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

目 次

企 業 局

山梨県企業局組織規程の一部を改正する規程……………一

山梨県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程……………一

山梨県企業局職員の安全衛生管理規程の一部を改正する規程……………二

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程……………二

山梨県営まきばレストラン管理規程の一部を改正する規程……………二

山梨県企業局職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令……………六

人事委員会……………六

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理……………六

に関する規則……………六

公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例の施行に伴う関係規則の……………八

整備に関する規則……………八

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則……………二

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………二

山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………三

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………四

特勤勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………四

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………四

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………五

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則……………五

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う……………六

関係規則の整備に関する規則……………六

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査請求……………六

に関する規則の一部を改正する規則……………六

そ の 他

山梨県議会議規則の一部を改正する規則……………一六

山梨県公営企業管理者 富 田 重 利

山梨県企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程
山梨県企業職員の給与に関する規程（昭和四十二年山梨県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表第三職の欄中「工事検査監」及び「検査管理監」を削る。

別表第四中

中巨摩郡芦安村芦倉一 六八四	小樺えん堤操作室	三級地
中巨摩郡芦安村芦倉一 六八四	野呂川えん堤操作室	
南都留郡山中湖村平野 五〇六の二九六	山梨県企業局職員保養 所山中湖荘	

を削る。

別表第六中

中巨摩郡芦安村芦倉一 六八四	小樺えん堤操作室	六級地
	野呂川えん堤操作室	

を削る。

附 則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第四号

山梨県企業局職員の安全衛生管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県公営企業管理者 富 田 重 利

山梨県企業局職員の安全衛生管理規程の一部を改正する規程

山梨県企業局職員の安全衛生管理規程（昭和五十四年山梨県企業局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「局本庁及び事業所の庶務を担当するリーダーを」を「当該課又は所のうちから所屬長が選任した者を」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山梨県企業局管理規程第五号

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県公営企業管理者 富 田 重 利

山梨県企業局財務規程の一部を改正する規程
山梨県企業局財務規程（昭和四十一年山梨県企業局管理規程第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表「電気事業会計勘定科目表」の「4 固定負債」中「修繕準備引当金」を

「
修繕準備引当金
」に改め、同表「電気事業関係勘定科目表」の「収益」中「東京電
湯水準備引当金
」

「東京電力（株）
湯水準備引当金
取崩し
（又は湯水準備
引当金（△））」
に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山梨県企業局管理規程第六号

山梨県管丘の公園管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県公営企業管理者 富 田 重 利

山梨県管丘の公園管理規程の一部を改正する規程

山梨県管丘の公園管理規程（昭和六十一年山梨県企業局管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二(第三条関係)

施設	利用区分				単位	金額
ゴルフ場	入場料	四月一日から四月二十六日まで及び十一月十八日から十一月三十日まで	平日	キヤデイー付	一人	一〇、二六〇円
				セルフ		八、一六〇円
			土曜	キヤデイー付		一五、九三〇円
				セルフ		一三、八三〇円
			日曜	キヤデイー付		一四、八八〇円
				セルフ		一二、七八〇円
		四月二十七日から七月十九日まで及び八月十七日から十月二十日	平日	キヤデイー付	一人	一三、六一〇円
				セルフ		一一、五一〇円
			土曜	キヤデイー付		一九、一七五円
				セルフ		一七、〇七五円
			日曜	キヤデイー付		一八、一二五円
				セルフ		一六、〇二五円
		七月二十日から八月十六日まで	平日	キヤデイー付	一人	一五、四九〇円
				セルフ		一三、三九〇円
			土曜	キヤデイー付		二〇、七四〇円
				セルフ		一八、六四〇円
			日曜	キヤデイー付		一九、六九〇円
				セルフ		一七、五九〇円
		十月二十一日から十一月十七日まで	平日	キヤデイー付	一人	一一、一四〇円
				セルフ		一〇、〇四〇円
土曜	キヤデイー付		一七、八一〇円			
	セルフ		一五、七一〇円			
日曜	キヤデイー付		一六、七六〇円			
	セルフ		一四、六六〇円			
十二月一日から一月十三日まで	平日	セルフ	一人	五、二二〇円		
	休日	セルフ		九、四二〇円		

温泉施設		入場料		レジャーハウス	テニスコート	パタゴス	ゴルフ練習場	入場料	
温泉施設	入場料	四月二十六日から五月六日まで	三時間利用	一般	四月一日から四月三十日まで及び十一月一日から一月十三日まで並びに三月十一日まで	一般	ボール	一人	
				小学生以下	四月一日から四月三十日まで及び十一月一日から一月十三日まで並びに三月十一日まで	小学生以下	一人籠(五十個)	二人	
			温泉のみ利用二時間	一般	五月一日から六月三十日まで及び九月一日から十月三十一日まで	一般	八ヶ岳コース	一般	一人
				小学生以下	五月一日から六月三十日まで及び九月一日から十月三十一日まで	小学生以下	富士コース	小学生以下	一人
			三時間利用	一般	七月一日から八月三十一日まで	一般	八ヶ岳コース	一般	一人
				小学生以下	七月一日から八月三十一日まで	小学生以下	富士コース	小学生以下	一人
		温泉のみ利用二時間	一般	七月一日から八月三十一日まで	一般	八ヶ岳コース	一般	一人	
			小学生以下	七月一日から八月三十一日まで	小学生以下	富士コース	小学生以下	一人	
		一回利用以降	一般	七月一日から八月三十一日まで	一般	五月一日から六月三十日まで及び九月一日から十月三十一日まで	一般	一人	一人
			小学生以下	七月一日から八月三十一日まで	小学生以下	五月一日から六月三十日まで及び九月一日から十月三十一日まで	小学生以下	一人	一人
		一日利用	一般	七月一日から八月三十一日まで	一般	七月一日から八月三十一日まで	一般	一人	一人
			小学生以下	七月一日から八月三十一日まで	小学生以下	七月一日から八月三十一日まで	小学生以下	一人	一人
温泉のみ利用	一般	七月一日から八月三十一日まで	一般	七月一日から八月三十一日まで	一般	一人	一人		

オ ト キ ャ ン プ 場	四月一日から七月十九日 まで及び九月一日から十 一月三十日まで並びに三 月二十日から三月三十一 日まで	テントサイト	一 区画	五、二五〇円
		電源	一 区画	一、〇五〇円
		ケビン	一 棟	一〇、五〇〇円
	七月二十日から八月三十 日まで	テントサイト	一 区画	五、七七五円
		電源	一 区画	一、〇五〇円
		ケビン	一 棟	一一、五五〇円
	四月一日から七月十九日 まで並びに九月一日から 十一月三十日まで及び三 月二十日から三月三十一 日まで	デイキャンプ	一 区画	二、一〇〇円
	四月一日から十一月三十 日まで及び三月二十日か ら三月三十一日まで	シャワー	一 回 一 人	二〇〇円
		コイン洗濯機	一 回	二〇〇円
		コイン乾燥機	一 回	一〇〇円
		小学生以下	一 人	四〇〇円
				で三日に 十から 九月一 日三月 一 用

備 考

- 1 1 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条に規定する休日をいう。
- 2 2 ゴルフ場の利用料金は、グリーンフィー、キャデフィー、（キャデフィーに限る）、諸経費、利用税、屋食代、消費税の合計をいう。ただし、十二月、一月は、グリーンフィー、諸経費、利用税、乗用カート使用料、消費税の合計をいう。
- 3 3 四月一日から十一月三十日の期間、ゴルフ場において乗用カートを利用する場合の当該利用者の利用料の額は、当該入場料の額に次に掲げる額を加算した額とする。
 - 4 4 一 キャデフィー付 一人一ラウンドにつき六三〇円
 - 5 5 二 セールズ 一人一ラウンドにつき一、〇五〇円
- 4 4 一 次掲げる者がゴルフ場を利用する場合において、当該を証する書類を提示した場合は、ゴルフ場の当該グリーンフィーを二割引とする。
- 5 5 一 身体障害者の福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者のゴルフ場の利用
 - 6 6 一 温泉施設を二時間又は三時間を単位として利用する場合において、二時間又は三時間を超過した場合における当該利用者の入場料の額は、当該入場料の額に次に掲げる額を加算した額とする。ただし、超過時間を含めた利用額の徴収限度額は、別定に定める。
 - 7 7 一 温泉施設利用
 - 8 8 一 小学生以下 一時間につき五〇〇円
 - 9 9 二 温泉のみ利用
 - 10 10 一 小学生以下 一時間につき三〇〇円
 - 11 11 二 小学生以下 一時間につき一五〇円
- 6 6 一 オートキャンプ場をデイキャンプ利用する場合における利用時間は、午前十時から午後四時までとする。
- 7 7 土曜日と休日が重なった場合は、休日の利用料金を適用する。

附則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県企業局管理規程第七号

山梨県営まきばレストラン管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成十四年三月二十九日

山梨県公営企業管理者 富 田 重 利
山梨県営まきばレストラン管理規程の一部を改正する規程

山梨県営まきばレストラン管理規程（平成六年山梨県企業局管理規程第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「四月二十八日」を「四月二十六日」に、「五月六日」を「五月七日」に、「九月一日」を「九月二日」に改め、同条同項第二号中「四月二十九日」を「四月二十七日」に、「五月五日」を「五月六日」に、「八月三十一日」を「九月一日」に改める。

附則

この規程は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県企業局訓令甲第一号

局 本 庁
事 業 所

山梨県企業職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成十四年三月二十九日

山梨県公営企業管理者 富 田 重 利
山梨県企業職員の駐在に関する規程の一部を改正する訓令

山梨県企業職員の駐在に関する規程（昭和五十六年山梨県企業局訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

所属機関	駐在処理事務	駐在場所
早川水系発電 管理事務所	早川水系取水口監視及 び操作業務	南巨摩郡早川町奈良 田

附則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第八号

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。
平成十四年三月二十九日

山梨県人事委員会
委員長 村 松 晃

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（職員の任用に関する規則の一部改正）

第一条 職員の任用に関する規則（昭和五十九年山梨県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第六第一号の表中

保健婦士・助産婦・看護婦（士） 准看護婦（士）	保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）による保健婦（士）助産婦（士） 看護婦（士）准看護婦（士）の免許
----------------------------	--

法律
・看
を
保健師・助産師
・看護師・准看護師
保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）による保健師・助産師・看護師・准看護師の免許
に改

める。
別表第八中「看護婦（士）」を「看護師」に、「准看護婦（士）」を「准看護師」に改める。

（山梨県職員の給与に関する規則の一部改正）
第二条 山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十三年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一 医療職給料表（三）の項中「保健婦及び保健士」を「保健師」に、「助産婦」を「助産師」に、「看護婦、看護士、准看護婦及び准看護士」を「看護師及び准看護師」に改める。

別表第二 第四号の表を次のように改める。

四 医療職給料表（三）級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
------	--------

一級	准看護師の職務
二級	3 2 1 看護師の職務 保健師の職務 困難な業務を行う准看護師の職務
三級	3 2 1 困難な業務を行う看護師の職務 相当な業務を行う保健師の職務 困難な業務を行う主任准看護師の職務
四級	5 4 3 2 1 看護師長の職務 相当な業務を行う主任准看護師の職務 困難な業務を行う保健師の職務 困難な業務を行う主任准看護師の職務
五級	6 5 4 3 2 1 主任准看護師長の職務 相当な業務を行う副看護師長の職務 困難な業務を行う副看護師長の職務 特に困難な業務を行う主任准看護師の職務 保健師の職務 特に困難な業務を行う保健師の職務
六級	3 2 1 看護師長、総看護師長、副看護師長又は副総看護師長の職務 特に困難な業務を処理する主任准看護師の職務 特に困難な業務を処理する保健師の職務
七級	困難な業務を処理する看護師長の職務

別表第三第四号の表中

保健師	大学卒
助産師	大学卒
看護師	短大卒
准看護師	短大卒

を

保健師	大学卒
助産師	短大卒
看護師	短大卒
准看護師	短大卒

学卒	大学卒
大卒	短大卒
准看護師養成所卒	短大卒

に改め、同表の備考第一項を削り、同表の備考第二項中「准看護

婦養成所卒」を「准看護師養成所卒」に、「保健師助産婦看護婦法」を「保健師助産婦看護婦法」に改め、「学校又は養成所」の下に、「保健師助産婦看護婦法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十三号）による改正前の保健師助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第二十二條第一号又は第二号に規定する学校又は養成所を含む。」を加え、同項を同表の備考第一項とし、同表の備考第三項中「保健師

及び助産婦」を「保健師及び助産師」に、「看護婦免許」を「看護師免許」に改め、同項を同表の備考第一項とする。

別表第四中「保健師助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護婦法」に、「保健師学校」を「保健師学校」に、「保健師養成所」を「保健師養成所」に、「助産師学校」を「助産師学校」に、「助産師養成所」を「助産師養成所」に、「看護婦学校」を「看護婦学校」に、「看護婦養成所」を「看護婦養成所」に、「准看護婦学校」を「准看護婦学校」に、「准看護婦養成所」を「准看護婦養成所」に改める。

別表第四に備考として次のように加える。

備考
この表の「保健師学校」、「保健師養成所」、「助産師学校」、「助産師養成所」、「看護婦学校」、「看護婦養成所」、「准看護婦学校」及び「准看護婦養成所」は、それぞれ保健師助産婦看護婦法の一部を改正する法律平成十三年法律第五十三号）による改正前の保健師助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三十三号）に規定する保健師学校、保健師養成所、助産師学校、助産師養成所、看護婦学校、看護婦養成所、准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。

別表第七第四号の表中

保健師	大学卒
助産師	短大卒
看護師	短大卒
准看護師	短大卒

を

保健師	大学卒
助産師	短大卒
看護師	短大卒
准看護師	短大卒

に改め、同表の備考第一項中「保健師」、「看護婦」

師	大学卒
師	短大卒
師	短大卒
准看護師	短大卒

及び「准看護婦」並びに「准看護婦養成所卒」を「准看護婦養成所卒」に改め、「それぞれ」及び「及び第二項」を削り、同表の備考第二項中「備考第三項」を「備考第二項」に改め、同表の備考第三項中「准看護婦」を「准看護婦」に、「保健師助産婦看護婦法」を「保健師助産師看護婦法」に、「保健師、助産師又は看護婦」を

「保健師、助産師又は看護師」に改める。

別表第十児童相談所一時保護課の項中「看護婦」を「看護師」に改め、同表あけぼの医療福祉センターの項中「看護婦、看護士、准看護婦及び准看護士」を「看護師及び准看護師」に改め、同表育精福祉センターの項中「看護婦、看護士、准看護婦、看護士、保健婦及び保健士」を「看護師、准看護師及び保健師」に改め、同表中央病院の項及び中「看護婦、看護士、准看護婦及び准看護士」を「看護師及び准看護師」に改め、同項中「看護婦、看護士、准看護婦、准看護士」を「看護師及び准看護師」に改め、同項中「看護婦、看護士、准看護婦及び准看護士」を「看護師及び准看護師」に改め、同表北病院の項中「看護婦、看護士、准看護婦及び准看護士」を「看護師及び准看護師」に改める。

別表第十三知事の事務部局の部あけぼの医療福祉センターの項中
「総看護婦長」を「総看護師長」に改め、同部北病院の項中
「副総看護婦長」を「副総看護師長」に改め、

「総看護婦長」を「総看護師長」に改め、同部北病院の項中
「副総看護婦長」を「副総看護師長」に改め、

「総看護婦長」を「総看護師長」に改め、同部北病院の項中
「副総看護婦長」を「副総看護師長」に改め、

（特殊勤務手当に関する規則の一部改正）
第三条 特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の二中「看護婦」を「看護師」に改める。

（山梨県職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正）

第四条 山梨県職員勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号二中「看護婦長等」を「看護師長等」に、「看護婦等」を「看護師等」に改める。

（管理職員等の範囲を定める規則の一部改正）

第五条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表中「あけぼの医療福祉センター 総看護婦長 総看護長 副総看護婦長 副総看護師長」を、「あけぼの医療福祉センター 総看護師長 副総看護師長」に、「北病院 薬局長 総看護婦長 総看護長 副総看護婦長 副総看護師長」を、「北病院 薬局長 総看護師長 副総看護師長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第九号

公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 村 松 晃

公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（職員に関する規則の一部改正）

第一条 職員に関する規則（昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第一号中「第二條第一項」の下に「若しくは公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号）第二條第一項」を加え、「派遣先の業務上の負傷又は疾病」を「派遣先における業務上の負傷若しくは疾病又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定により採用された職員の特定法人における業務上の負傷若しくは疾病」に改める。

（人事記録に関する規則の一部改正）

第二条 人事記録に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一17から19までの項中「第一項」の下に「から第三項まで」を加え、同表25の項中「外国派遣中の職員」の下に「公益法人等派遣中の職員」を加え、同表26の項中「退く場合」の下に「公益法人等への一般職等の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条に基づき特定法人の業務に従事するよう求める任命権者の要請に応じて退職する場合」を加え、同表40の項中「又は外国派遣」を「外国派遣又は公益法人等派遣」に、「再び」を「再び」に、「部内職員」を「部内職員」に改め、同表52の項の次に次のように加える。

53 公益法人等派遣 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二條第一項の規定により公益法人等へ職員を派遣する場合をいう。

54 公益法人等派遣延長 公益法人等派遣の期間を延長する場合をいう。

第三条 山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十三年山梨県人事委員会規則第七号）

の一部を次のように改正する。

第二十六条中「に掲げる場合の一に該当するとき」を「のいずれかに該当する場合」に改め、同条第五号中「派遣職員」の下に「又は公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号）第二条第一項の規定により派遣された職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）を、「業務」の下に「及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定により採用された職員の特定法人の業務」を加える。

第二十七条中「一に」を「いずれかに」に改め、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 公益法人等派遣職員 第一号及び第二号

（山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正）

第四条 山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十三条中「に掲げる場合の一に該当するとき」を「のいずれかに該当する場合」に改め、同条第五号中「派遣職員」の下に「又は公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号）第二条第一項の規定により派遣された職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）を、「業務」の下に「及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定により採用された職員の特定法人の業務」を加える。

第二十四条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第八号中「規定により」を「規定による」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 公益法人等派遣職員 第一号及び第二号

（山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正）

第五条 山梨県警察職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第二十二條中「に掲げる場合の一に該当するとき」を「のいずれかに該当する場合」に改め、同条第五号中「派遣職員」の下に「又は公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号）第二条第一項の規定により派遣された職員（以下「公益法人等派遣職員」という。）を、「業務」の下に「及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定により採用された職員の特定法人の業務」を加える。

第二十二條の二中「一に」を「いずれかに」に改め、第四号及び第五号を次のように改める。

四 育児休業をしている職員 第一号及び第二号

五 派遣職員 第一号及び第二号

第二十二條の二中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 公益法人等派遣職員 第一号及び第二号

（住居手当に関する規則の一部改正）

第六条 住居手当に関する規則（昭和四十九年山梨県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項中「同項第二号」を「同項第三号」に、「、当該適用」を「当該適用、公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号）第二条第一項の規定により派遣された職員で職務に復帰した職員にあつては当該復帰又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定により採用された職員にあつては当該採用」に改め、同条第二項中「同号」を「同項第三号」に改める。

（通勤手当に関する規則の一部改正）

第七条 通勤手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「第十六条第四項の」の下に「それぞれ同条第三項の規定による」を加え、「配偶者（配偶者のない職員にあつては、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなつた職員で、当該住居からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が第十一条に規定する基準に照らして通勤事情の改善が認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの」を「次に掲げる職員」に改め、同条に次の各号を加える。

一 公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号）第二条第一項の規定により派遣された職員で職務に復帰した職員又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定により採用された職員のうち、職員給与条例第十五条第一項第一号及び第三号、学校職員給与条例第十四条第一項第一号及び第三号並びに警察職員給与条例第十六条第一項第一号及び第三号に掲げる職員で、当該復帰又は採用の直前の住居（当該復帰又は採用の日以後に転居する場合において、新幹線鉄道等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び人事委員会がこれに準ずると認める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が第十一条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を

負担することを常例とするもの（当該復帰又は採用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなつたことに伴い、通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰又は採用前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、新幹線鉄道等を利用しなければ通勤することが人事委員会の定める基準に照らして困難であると認められるものに限り。）

二 配偶者（配偶者のない職員にあつては、十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子）の住居に転居したことに伴い単身赴任手当が支給されないこととなつた職員で、当該住居からの通勤のため、新幹線鉄道等での利用が第十一条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの

（単身赴任手当に関する規則の一部改正）

第八条 単身赴任手当に関する規則（平成二年山梨県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「職員給与と条例第十六条第一項、学校職員給与と条例第十四条の第二項及び警察職員給与と条例第十七条第一項」を「それぞれ同条第一項」に改め、第七号を第八号とし、同項第六号中「前各号」を「第二号から前号まで」に改め、「者から」の下に「人事交流等により」を加え、「職員となり、これに」を「職員となつたこと又は復帰等に」に、「適用」を「適用又は復帰等」に改め、「人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつた者に限り。」を削り、同号を同項第七号とし、同項中第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号）第二条第一項の規定により派遣された職員が職務に復帰したこと又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定により採用されたこと（以下「復帰等」という。）に伴い、住居を移転し、第二条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該復帰等の直前の住居から当該復帰等の直後に在勤する公署に通勤することが第三条に規定する基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員

（寒冷地手当支給規則の一部改正）

第九条 寒冷地手当支給規則（昭和三十九年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項に次の一号を加える。

九 公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号）第二条第一項の規定により派遣された職員のうち、給与の支給を受けていない職員

（特殊勤務手当に関する規則の一部改正）

第十条 特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「従事するもの及び畜産課に所属し、八ヶ岳牧場においてこれらの業務に従事する」を「従事した」に改める。

第三十三条第二項中「派遣された職員」の下に「又は公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例（平成十三年山梨県条例第四十三号）第二条第一項の規定により派遣された職員」を加え、「又は疾病」を「若しくは疾病及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第一項の規定により採用された職員の特定法人の業務上の負傷若しくは疾病」に改め、「第二項及び第三項」の下に「又は労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項及び第三項」を加える。

（特勤勤務手当に関する規則の一部改正）

第十一条 特勤勤務手当等に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「新たに特勤公署等又は準特勤公署等に該当することとなつた公署等に在勤する職員でその特勤公署等又は準特勤公署等に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前三年以内に職員以外の地方公務員又は国家公務員であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となつて当該公署等に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの」を「次に掲げる職員」に改め、同項に次の各号を加える。

一 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）以下「公益法人等派遣法」という。）第十条第一項の規定により採用され、特勤公署等又は準特勤公署等に在勤することとなつた職員で、当該公署等に在勤することとなつたことに伴つて住居を移転したもの

二 新たに特勤公署等又は準特勤公署等に該当することとなつた公署等に在勤する職員でその特勤公署等又は準特勤公署等に該当することとなつた日（以下「指定日」という。）前三年以内に、職員以外の地方公務員又は国家公務員であつた者から人事交流等により引き続き給料表の適用を受ける職員となり、又は公益法人等派遣法第十条第一項の規定により採用され、当該公署等に在勤することとなつ

たことに伴つて住居を移転したもの

第五条第三項第一号中「移転した職員」の下に「又は前項第一号に規定する職員」を、「受けることとなつた日」の下に「又は公益法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された日」を加え、同項第三号中「前項」を「前項第二号」に改め、「受ることとなつた日」の下に「又は公益法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された日」を加える。

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第十二条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第三号を次のように改める。

三 停職者(法第二十九条第一項から第三項までの規定により停職にされている職員をいう。)

第一条第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 公益法人等無給派遣職員(公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例(平成十二年山梨県条例第四十三号)第二条第一項の規定により派遣された職員(以下「公益法人等派遣職員」という。))のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)

第二条第三号中八を二とし、口の次に次のように加える。

八 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号。以下「公益法人等派遣法」という。))第十条第二項に規定する退職派遣者(以下「退職派遣者」という。)

第六条第一項中「第五号」を「第六号」に改め、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 退職派遣者

第七条第五号中「第一条第十号」を「第一条第十一号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 公益法人等派遣職員

第十一条第二項第五号中「第二条第二項及び第三項」の下に「又は労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第七条第二項及び第三項」を、「派遣職員」の下に「又は公益法人等派遣職員」を、「通勤による負傷若しくは疾病」の下に「及び公益法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された職員の特定法人の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病」を加える。

第十二条第一項中「六箇月以内」の下に「の期間」を加える。

(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第十三条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第二項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とし、第六号を第三号とし、同条第三項中「当該年の前年において職員であつた者であつて引き続き当該年に国家公務員等になり引き続き再び職員となつたもの」を「次に掲げる職員」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該年の前年において公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号。以下「公益法人等派遣法」という。))第三条第二項に規定する派遣職員であつた者であつて当該年に職務に復帰したもの

二 当該年の前年において公益法人等派遣法第十条第一項の規定により特定法人に在職していた者であつて当該年に同項の規定により職員として採用されたもの

三 当該年の前年において職員であつた者であつて引き続き当該年に国家公務員等となり引き続き再び職員となつたもの

四 当該年の前年において職員であつた者であつて当該年に公益法人等派遣法第三条第二項に規定する派遣職員となり再び職務に復帰したもの

五 当該年の前年において職員であつた者であつて当該年に公益法人等派遣法第十条第二項に規定する退職派遣者となり同条第一項の規定により再び職員として採用されたもの

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

第十四条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則(昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とし、第六号を第三号とし、同条第三項中「当該年の前年において職員であつた者であつて引き続き当該年に国家公務員等になり引き続き再び職員となつたもの」を「次に掲げる職員」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該年の前年において公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成十二年法律第五十号。以下「公益法人等派遣法」という。))第三条第二項に規定する派遣職員であつた者であつて当該年に職務に復帰したもの

二 当該年の前年において公益法人等派遣法第十条第一項の規定により特定法人に在職していた者であつて当該年に同項の規定により職員として採用されたもの

三 当該年の前年において職員であつた者であつて引き続き当該年に国家公務員等となり引き続き再び職員となつたもの

四 当該年の前年において職員であつた者であつて当該年に公益法人等派遣法第三条第二項に規定する派遣職員となり再び職務に復帰したもの

五 当該年の前年において職員であつた者であつて当該年に公益法人等派遣法第十条第二項に規定する退職派遣者となり同条第一項の規定により再び職員として採用されたもの

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、第二条中別表第一の26の項の改正規定は、平成十四年三月三十一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 村松 晃

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第七条に次のただし書を加える。

ただし、人事委員会は、特に必要と認めるときは、別に受験資格を定める。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十一号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 村松 晃

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表十一級の項第二号中「局長」の下に、「県民室長」を加える。

別表第十あけぼの医療福祉センターの項中「寮母」を「介護職員」に改め、同表育精福祉センターの項中「寮母」を「介護職員」に、「及び福祉指導幹」を「児童指導幹及び成人指導幹」に改め、同表中央病院の項中「者」を「職員」に改め、同項中「放射線診断科及び放射線治療科」を「放射線科」に改め、同表勤務箇所欄中「動物管理指導センター」を「動物愛護指導センター」に改める。

別表第十三知事の事務部局の部本庁の項中「総括工事検査監」を「防 災 監 総括工事検査監」

に、「IT推進監」を「企画監」に、「廃棄物対策企画監」を「廃棄物対策企画監 廃棄物対策指導監 商工団体指導監」

、「まちづくり推進企画監」を「まちづくり推進企画監」に、「企画 監」を「

文化振興普及監」に、「合併推進監」「税務システム開発監」に、「大学院開設推進

防 災 監」を「合併推進 監」に、「援護指導 監」

監」を「農地調整監」「農村振興監」に、「道 路管理監」を「道

路管理監」に、「下水道管理監」を「下水道管理監」に、同部峡中地域振興局の項中

「保健指導幹」を「保健指導幹 環境保全幹」

に改め、同部峡東地域振興局の項の次に次のように加

える。

峡南地域振興局	局 長	一種
企画振興部の部長	四種	
その他の部の部長	五種（人事委員会が認める者にあつては四種）	
副 部 長	五種	
企画振興部の次長	六種（人事委員会が認める者にあつては五種）	
改 良 普 及 幹	六種	
次長（企画振興部の次長を除く）	七種（人事委員会が認める者にあつては六種）	
財務審査監	七種	
森林保全幹	七種	
農村整備振興幹	七種	
局 長	一種	
企画振興部の部長	四種	
峡北地域振興局		

イ 教育職給料表（一）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,700円。ただし、2号給7,398円、3号給7,762円、4号給8,226円、5号給8,716円、6号給9,076円、7号給9,427円
2 級	11,400円。ただし、2号給9,328円、3号給9,742円、4号給10,170円、5号給10,615円、6号給11,052円
3 級	13,000円。ただし、1号給11,722円、2号給12,325円、3号給12,919円
4 級	14,000円。ただし、1号給13,252円、2号給13,945円
5 級	16,700円

別表第八の四級の項中「神金第二小学校 塩山市一之瀬高橋」を削り、同表一級の項中「大和小学校天目分校 東山梨郡大和村木賊」を削る。
 別表第十中「古関中学校 西八代郡下部町古関」を削る。
附 則
 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十三号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 村 松 晃

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
 特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「婦人労働開発センター」を「就業支援センター」に改める。

第十五条第一項中「深城・笹子ダム建設事務所」を「深城ダム建設事務所」に改める。

第三十条第一項中「週休日等以外の土曜日若しくはこれに相当する日」を「人事委員会が定める日」に改める。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十四号

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 村 松 晃

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則
 特勤勤務手当等に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表中「谷村工業高等学校道志分校 南都留郡道志村竹ノ本」を削る。

附 則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十五号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十四年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 村 松 晃

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号の一部を次のように改正する。

別表第一「医療職給料表」(二)の項中、「職務の級四級の職員のうち人事委員会が別に定める職員にあつては百分の十」を削る。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十六号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 村 松 晃

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第八条の二中、「もの」を「者」に改め、「、同項の規定による請求に係る子の同居の親族のうち十六歳以上の者であつて」を削る。

第八条の四第一項第一号中「請求」を「当該請求」に改め、同項第二号中「請求」を「当該請求」に、「職員」を「当該請求をした職員」に改め、同項第三号中「請求を」を「当該請求を」に改め、同項第四号中「深夜において当該請求に係る子を常態として」を「当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を」に、「当該子と同居する親族」を「もの」に、「者がいる」を「者に該当する」に改める。

第八条の五中「定めるもの」を「定める者」に改める。

第八条の七第一項第一号中「請求」を「当該請求」に改め、同項第二号中「請求」を「当該請求」に、「職員」を「当該請求をした職員」に改め、同項第三号中「請求を」を「当該請求を」に改め、同項第四号中「に係る子を」を「をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、」に、「養育」を「当該子を養育」に、「当該子と同居す

る親族」を「もの」に、「者がいる」を「者に該当する」に改める。

第八条の八及び第八条の九を削り、第八条の十を第八条の八とする。

第八条の十一中「から第八条の九」を「から第八条の七」に、「第八条の七第二項第二号」を「第八条の四第一項第四号、第八条の七第一項第四号及び同条第二項第二号」に改め、「、子の」とあるのは「要介護者(同条第三項の要介護者をいう。以下同じ。)」の」とを削り、「介護者を」を「要介護者(同条第三項の要介護者をいう。以下同じ。)」を削り、「職員の子」を「当該請求をした職員の子」に、「要介護者が」を「請求に係る要介護者が」に、「第八条の十一」を「第八条の九」に改め、「及び第四号、」、同号中「養育」とあるのは「介護」と及び、「第八条の八及び第八条の九中、条例第八条の二第二項」とあるのは「条例第八条の二第二項において準用する同条第二項」とを削り、同条を第八条の九とする。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十七号

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 村 松 晃

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第七条の二中「もの」を「者」に改め、「、同項の規定による請求に係る子の同居の親族のうち十六歳以上の者であつて」を削る。

第七条の四第一項第一号中「請求」を「当該請求」に改め、同項第二号中「請求」を「当該請求」に、「職員」を「当該請求をした職員」に改め、同項第三号中「請求を」を「当該請求を」に改め、同項第四号中「深夜において当該請求に係る子を常態として」を「当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を」に、「当該子と同居する親族」を「もの」に、「者がいる」を「者に該当する」に改める。

第七条の五中「定めるもの」を「定める者」に改める。

第七条の七第一項第一号中「請求」を「当該請求」に改め、同項第二号中「請求」を「当該請求」に、「職員」を「当該請求をした職員」に改め、同項第三号中「請求を」を

「当該請求を」に改め、同項第四号中「に係る子を」を「をした職員配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、」に、「養育」を「当該子を養育」に、「当該子と同居する親族」を「もの」に、「者がいる」を「者に該当する」に改める。

第七條の八及び第七條の九を削り、第七條の十を第七條の八とする。

第七條の十一中「から第七條の九」を「から第七條の七」に、「第七條の七第二項第二号」を「第七條の四第一項第四号、第七條の七第一項第四号及び同条第二項第二号」に改め、「子の」とあるのは「要介護者（同条第三項の要介護者をいう。以下同じ。）の」とを削り、「介護者を」を「要介護者（同条第三項の要介護者をいう。以下同じ。）を」に、「職員の子」を「当該請求をした職員の子」に、「要介護者が」を「請求に係る要介護者が」に、「第七條の十一」を「第七條の九」に改め、「及び第四号」「同号中「養育」とあるのは「介護」と及び「第七條の八及び第七條の九中「条例第九條の第二項」とあるのは「条例第九條の第二項において準用する同条第二項」とを削り、同条を第七條の九とする。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十八号

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 村 松 晃

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(山梨県職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県職員の育児休業等に関する規則（平成十四年山梨県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第四号中「条例第五号」の下に「第一号」を加える。

第四条の二中「条例第五号の二」を「条例第五号の三」に改める。

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第二条 職員の任用に関する規則（昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第八に次の一号を加える。

六 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第六条第一項

の規定に基づき任期を定めて採用される職
（人事記録に関する規則の一部改正）
第三条 人事記録に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「任期付採用職員、臨時的任用職員及び非常勤職員の特例」に改め、同条中「法第二十二号」を「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号。以下「地方公務員育児休業法」という。）第六条第一項の規定により任期を定めて採用された職員及び臨時的に任用された職員、法第二十二号」に、「及び」を「並びに」に改める。

別表第二の44の項中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）」を「地方公務員育児休業法」に改める。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十九号

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 村 松 晃

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関する規則の一部を改正する規則

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査に関する規則（昭和四十二年山梨県人事委員会規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

題名中「公立学校」を「山梨県立学校」に改める。

第一条中「第八条」を「第五条」に、「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師」を「山梨県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師」に改める。

第二条中「第八条」を「第五条」に改める。

附則

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

その他

山梨県議会規則第二号

山梨県議会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十四年三月二十九日

山梨県議会議長 宮 島 雅 展
山梨県議会議規則

山梨県議会議規則（昭和三十一年山梨県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十五章 補則（第二百一十一条）」を 「第十五章 議員の派遣（第二百一十一条）」に改める。 第十六章 補則（第二百二十二条）」

第二条中「議員は、」の下に「公務、疾病、出産その他の」を加える。

第三条中「招集地に」を削り、「定め」を「定めたときは」に改める。

第十三条中「招集地における議員の宿所若しくは連絡所」を「議員の住所（第三条（宿所又は連絡所の届出）の規定による届出をしたものにあつては、当該届出の宿所又は連絡所）」に改める。

第八十八条中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、押印」を「及び請願者の住所（法人の場合には、その所在地）を記載し、請願者（法人の場合には、その名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印」に改める。
第十五章第百二十一条を第十六章第百二十二条とし、第十四章の次に次の一章を加える。

第十五章 議員の派遣

（議員の派遣）

第百二十一条 法第百条第十二項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

附 則

この規則は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第 号）第一条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百条の改正規定の施行の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番